平成２７年（フ）第１２７号
香川県小豆郡小豆島町苗羽甲1383番地29
債務者　春駒あかね
1　決定年月日時　平成27年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６１７号
福岡市南区長丘１―20―５―503、住民票上の住所福岡市城南区長尾５丁目19番３号
債務者　加古井和佳
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６６０号
福岡市城南区鳥飼７丁目35番103号
債務者　石橋みゆき（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６８４号
福岡市博多区板付５丁目１番33―506号、前住所福岡市博多区麦野３丁目12番28―２号
債務者　波多野まり子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７３８号
福岡市南区野間１丁目13番24―1002号
債務者　橋本　隆子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７７６号
福岡市中央区小笹３丁目11番１―305号
債務者　舩越　ゆい（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７７７号
福岡県太宰府市国分２丁目７番15号
債務者　西上　郁也
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７７８号
福岡県糸島市潤１丁目７番10号　103
債務者　園田　太二
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７８９号
福岡県大野城市上大利２丁目14番24―203号
パークビューハイツⅡ
債務者　松田　浩国
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７９５号
福岡市博多区南本町１丁目４番15―406号、住民票上の住所福岡市中央区荒戸２丁目２番42―502号
債務者　井原ゆかり
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７９７号
福岡市西区横浜２丁目５番４―301号
債務者　石田　裕子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８１８号
福岡市博多区南本町２丁目３番１―1004号
債務者　龍興　隆子
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８１９号
福岡県春日市弥生６丁目１番地10―403号
債務者　柏木　伸啓
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８２２号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原462番地１　サンライズ須恵Ⅱ202号
債務者　松田久美子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８２５号
福岡市早良区有田１丁目18番１―302号
債務者　定松　枝里
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８２８号
福岡市早良区星の原団地80番101号
債務者　中馬　健司
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８３５号
福岡市博多区博多駅前４丁目33番11―903号、前住所福岡市東区多の津５丁目５番８―304号
債務者　吉村健太郎
1　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部